

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちのお客さまへ

「身体障害者手帳」、「療育手帳」又は「精神障害者保健福祉手帳」をご提示いただき、確認したうえで下記の割引をいたします。

各種手帳に記載のある「旅客鉄道株式会社運賃減額」欄の種別により、付き添いの方の割引が異なります。

	「旅客鉄道株式会社運賃減額」種別（※1）			
	1種		2種	
	ご本人	付き添いの方	ご本人	付き添いの方
普通旅客運賃・回数旅客運賃	5割引	5割引	5割引	－
定期旅客運賃（※2）	3割引	3割引（※3）	3割引	－

※1 「旅客鉄道株式会社運賃減額」欄の記載のない精神障害者保健福祉手帳を提示して割引を受ける場合は、1種の取扱いとなります。

※2 定期旅客運賃の割引につきましては大人のみ取扱いとなります。小児の割引はいたしません。

※3 付き添いの方の定期乗車券につきましては、手帳をお持ちの方と購入区間及び有効期間が同一で同時に購入する場合に発売いたします。なお、手帳をお持ちの方が通学定期乗車券をご購入される場合でも、付き添いの方には通勤定期乗車券に限り発売いたします。

- ◆10円未満の端数は10円単位に四捨五入いたします。
- ◆運賃をお支払いいただく前に、各種手帳の本人顔写真、旅客鉄道株式会社運賃減額欄が記載しているページを乗務員にご提示ください。確認のうえ割引の取扱いをいたします。
- ◆各種手帳は本通をご提示ください。複写した用紙での割引適用はいたしません。
- ◆他社と共通して使用することができる乗車券で当社線をご利用の場合は、当社の規定（割引制度）を適用します。他社と規定が一部異なることがありますのでご注意ください。
- ◆他の割引制度との重複割引はいたしません。